

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

人事院勧告に鑑み、職員の自動車等使用者の通勤手当について引上げを行うため、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第9条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第9条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p>

改正後	改正前
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u>
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u>
(3) (略)	(3) (略)
4～8 (略)	4～8 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。